

○許可不要の開発行為(都市計画法第 29 条第 1 項)

号	内 容
1	市街化区域内における 1,000 ㎡未満の開発行為
2	市街化調整区域又は都市計画区域外の区域における農林漁業用施設(例：農業用倉庫、畜舎等)又はこれらの業を営む者の住宅の建築を目的として行う開発行為
3	駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
4	都市計画事業の施行として行う開発行為
5	土地区画整理事業の施行として行う開発行為
6	市街地再開発事業の施行として行う開発行為
7	住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
8	防災街区整備事業の施行として行う開発行為
9	公有水面埋立法による免許を受けた埋立地であって、竣功認可の告示がないものにおいて行う開発行為
10	非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
11	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの (1) 仮設建築物又は一時的使用の第一種特定工作物の建設等に供するための開発行為 (2) 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の用に供するための開発行為 ※「付属建築物」とは、既存の主たる建築物の補助的意味を持ち用途上不可分な建築物をいいます。付属建築物の床面積については、主たる建築物の規模とのバランスで合理的な範囲内であることが必要ですが、車庫は普通乗用車 2 台以下のもの、物置は床面積 30 ㎡以下程度のものが該当します。 (3) 建築物の増築又は特定工作物の増設で、当該増築又は増設に係る床面積又は築造面積が 10 ㎡以内であるものの用に供するための開発行為 (4) 建築物の改築で用途変更を伴わないものの用に供するための開発行為 (5) 建築物の改築で、改築に係る床面積が 10 ㎡以内であるものの用に供するための開発行為 (6) 市街化調整区域内において、主として当該開発区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等の建築物(延床面積が 50 ㎡以内でこれらの業務の用に供する部分が全体の 50%以上であるものに限る。)を新築する目的で当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者が自ら当該業務を営むために行う開発行為で、その規模が 100 ㎡以内であるもの。 ※身の回り品小売業、飲食料品小売業などは該当しますが、理容業、美容業等「物品」にかかわらないサービス業などは本号に該当しません。